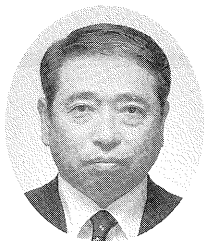


## 巻頭言

### I P M と雑草管理



(財)日本植物調節剤研究協会 評議員  
農業工業会 I P M 対応会議座長  
日本曹達(株)農業化学品開発グループリーダー

水野晶巳

農林水産省植物防疫課では、「農林水産環境政策の基本方針」(平成15年12月)を背景に我が国農業をさらに IPM にそったものとすることを目的とした「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」及び「実践指標策定モデル(水稻モデル)」を平成17年9月30日、各農政局経由、都道府県に通知しました。以前の IPM は害虫を重点にしていたが、通知された IPM は病害、雑草管理も含んでおり「植調」読者関係者には目新しいことである。水稻モデルにある雑草の管理ポイント(点数制)を紹介したい。「不耕起栽培を除き、翌年のオモダカ、クログワイ等の多年生雑草の発生を抑制するために稲刈り後早期に耕転する」、「前年の雑草の発生状況に応じて、過剰防除にならないように適切な除草剤を選定する」、「紙マルチ移植や機械除草等の除草剤を使用しない雑草管理対策を実施する」、「水田初期除草剤を、移植前又は移植時に使用する場合には、環境への影響に十分配慮して処理する」、「止水期間の定められている農薬を使用する場合には、農薬毎に定められている止水期間中、落水・かけ流しは行わないこととし、適切な水深管理及びけい畔管理を行う」等があり、これらを実施することにより各1点が加算されます。

農業工業会は「IPM 実践指針」、「水稻モデル」の導入について全都道府県の植物防疫に直接関係する関連部署及び(又は)試験場を対象とし、アンケート調査を実施しました。その結果、IPM の定義は多様であったが、今後 IPM が増加する

とした県が70%を占めた。同時に「IPM が今後どの程度の面積を占めるか?」に対し、50%以上の県が「わからない」と回答しており「意欲と実態」の乖離が際立っていた。IPM に関する問題とし「コスト」、「技術」を挙げている県が多い。その中で、96%の県が「農薬を必要不可欠の IPM 実践技術」と考えており、「適切な化学農薬の利用」を重視すべき技術分野としている。

その反面、95%の県が「化学農薬の使用を減らせる」としているが、この中の3割~5割は明確な裏づけがない回答であった。

さて、IPM と関係の薄かった雑草管理においても今後ますます「IPM 要素技術」の確立が求められるところとなる。しかし、水稻雑草防除においては、化学除草剤により大幅な労働力縮小、コスト削減、高活性成分による投下薬量低減などで環境負荷軽減をはたしており「IPM」を既に達成している感もある。雑草管理に関する「IPM 要素技術」の確立を進めるためには、「斑点米カメムシ対策」のための水田周辺雑草地の雑草管理試験、果樹園ではナギナタガヤ、ダイカンドラなど草生栽培に向けた草種の導入研究、野菜栽培地では天敵増殖のためのバンカープラント(ソルゴー等)の創出など多様な分野の試験研究の進展が期待されている中で、害虫研究者などと協力し農家のメリットに通じる研究開発が肝要と考える。